

静岡県告示第396号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の10の項、424の11の項及び424の12の項の知事が定める機関を次のように定める。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木康友

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく機関の指定

申請の区分	知事が定める機関
非住宅建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下、「基準省令」という。）Iに規定する住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅に係る申請（基準省令Iに規定する住宅をいう。）	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
複合建築物（基準省令Iに規定する住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の住宅以外の用途に供する部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅の用途に供する部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

（注）1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

（注）2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

- この告示は、令和7年5月26日から施行する。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく機関の指定（令和7年静岡県告示第222号の5）は、令和7年5月25日限り廃止する。